

## 理事等選挙規程に基づく選挙運動・選挙活動ガイドライン

理事等選挙規程に基づく選挙を実施する際、会員、被選挙人は以下に基づき、選挙運動、選挙活動を行ってください。下記に違反した場合、理事等選挙規程第13条が適用されます。公明正大な選挙実施にご理解ご協力をお願いいたします。

1. 被選挙人は、本人が知りうる範囲での個人情報を用いて、電話、郵便物、Eメール、SNSを利用した選挙運動、選挙活動を行うことができる。
2. 上記1. において、受信者が選挙運動、選挙活動で、電話、郵便物、Eメール、SNSを使用することを承諾しなければならない。
3. 上記1. において被選挙人は、受信者の個人情報が漏洩することがないよう配慮し、注意しなければならない。
4. 上記1. において、誹謗中傷、デマ、根拠のない誤った情報の流布は禁止とする。
5. 会員が、被選挙人を応援するために、電話、郵便物、Eメール、SNSを利用して、他の会員に行う選挙運動・選挙活動は禁止とする。
6. 上記5. が実施されていることを、応援された被選挙人が知っていた、または、知りえた場合、被選挙人は上記5. の選挙運動、選挙活動をやめさせなければならない。

(2023年12月15日 理事会承認)